

広 報 ・ 報 道 資 料

令 和 7 年 5 月 7 日

部 課 名	課 長 名	担 当 者 名	連 絡 先
教育委員会教育部 文化財保護課	來 嶋 隆	高 月 鈴 世	2 5 4 - 4 6 9 7

1. 件 名

下関市指定文化財の追加指定について（旧秋田商会ビル）

2. 目的・内容等

下関市指定有形文化財（建造物）旧秋田商会ビル（平成27年10月27日指定）について、令和7年4月18日付けで棟札を^{つげたり}附に追加指定した。

3. 指定の理由

本資料は、旧秋田商会ビルの文化財指定後、令和2年に発見されたものであり、旧秋田商会ビルの建築年代及び設計監督を明らかにする資料として重要であることから、附として既に指定されている「屋上庭園及び離れ座敷」、「防火壁」、「建築関係図面」に追加指定を行った。

※「附」について：指定された文化財本体と一体となって歴史的な価値を示す、附属の構造物や資料のこと。本体と併せて保存を図る。

4. 文化財の概要

別紙参照。

5. その他

取材を希望される社は、下記の日時に旧秋田商会ビルにおいて棟札の公開と説明を行います。事前に文化財保護課まで参加のご連絡をお願いします。

日時 令和7年5月13日（火） 午前11時00分～（30分程度）

なお、追加指定を機に、5月15日より棟札の常設展示を行います。

6. （参考）本市の指定・登録文化財件数

合計 267件

今回の追加指定は旧秋田商会ビルの附指定であるので、指定文化財等の件数に変更はなく、下記のとおり。

令和7年4月18日現在

国 指 定	県 指 定	市 指 定	国登録
重要文化財 21 （うち、国宝 2）	有形文化財 29 無形文化財 1	有形文化財 95 無形文化財 1	有形文化財 （建造物）
重要有形民俗文化財 1	無形民俗文化財 2	有形民俗文化財 5	35
記念物 20	記念物 11	無形民俗文化財 10 記念物 35	有形民俗 文化財 1
42	43	146	36

このほか、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの 2、重要美術品 3